

公告第 1606 号
日本航空健康保険組合
理事長 菊地 保宏
令和 5 年 4 月 20 日

下記のとおり組合規約の改定を公告いたします。

記

	新	旧
第 4 条	(設立事業所の名称及び所在地) 第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 [名称] [所在地] (略) 株式会社ジャルカード 東京都 品川区 株式会社オーエフシー 東京都 <u>品川区</u> (略)	(設立事業所の名称及び所在地) 第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 [名称] [所在地] (略) 株式会社ジャルカード 東京都 品川区 株式会社オーエフシー 東京都 <u>港区</u> (略)
附則	この規約は、令和 5 年 2 月 25 日から施行する。	

条	新	旧
第 52 条の 2	削る	(組合による審査支払) この組合が、法第 7 6 条第 4 項の規定に掲げる保険医療機関又は保険薬局からの療養の給付に関する費用の請求に対して、自ら審査及び支払いに関する事務を行おうとするときは、組合会の議決を経なければならない。 2 前項の規定により自ら審査及び支払いに関する事務を行う保健医療機関又は保険薬局の名称及び所在地は、別にホームページに掲げるものとする。
附則	この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	